



平成 25 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5733-0641 (代 表)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 25 年 1 月 25 日付「第三者調査委員会設置のお知らせ」、平成 25 年 2 月 12 日付「第三者調査委員会の調査の詳細に関するお知らせ」、平成 25 年 3 月 14 日付「第三者調査委員会の「中間報告書」受領に関するお知らせ」及び「除外事項を付した限定付結論が記載された四半期レビュー報告書の受領及び第 1 四半期報告書の提出に関するお知らせ」にて既に開示しておりますとおり、当社が過去に提出した有価証券報告書、四半期報告書について訂正を行うことを予定しており、現在訂正報告書の提出に向けて手続きを進めております。

これらのうち以下に関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対し 6,443 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

平成 20 年 12 月 第 1 四半期	四半期報告書(平成 21 年 2 月 13 日提出)
平成 21 年 3 月 第 2 四半期	四半期報告書(平成 21 年 5 月 15 日提出)
平成 21 年 6 月 第 3 四半期	四半期報告書(平成 21 年 8 月 14 日提出)
平成 21 年 9 月 期	有価証券報告書(平成 21 年 12 月 24 日提出)
平成 22 年 9 月 期	有価証券報告書(平成 22 年 12 月 24 日提出)
平成 22 年 12 月 第 1 四半期	四半期報告書(平成 23 年 2 月 14 日提出)
平成 23 年 3 月 第 2 四半期	四半期報告書(平成 23 年 5 月 16 日提出)
平成 23 年 6 月 第 3 四半期	四半期報告書(平成 23 年 8 月 15 日提出)
平成 23 年 9 月 期	有価証券報告書(平成 23 年 12 月 26 日提出)
平成 23 年 12 月 第 1 四半期	四半期報告書(平成 24 年 2 月 14 日提出)
平成 24 年 3 月 第 2 四半期	四半期報告書(平成 24 年 5 月 15 日提出)
平成 24 年 6 月 第 3 四半期	四半期報告書(平成 24 年 8 月 14 日提出)
平成 24 年 9 月 期	有価証券報告書(平成 24 年 12 月 26 日提出)

また、上記に併せ、当社は、関東財務局長に対し、平成 23 年 12 月 7 日、平成 22 年 9 月期有

価証券報告書及び平成23年6月第3四半期四半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月26日、480個の新株予約権証券を965,280,000円(新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。)にて発行したことについても、虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集を行ったとの勧告を受けております。

当社は、この度、証券取引等監視委員会から上記の勧告をされたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

<ご参考>

証券取引等監視委員会ホームページ

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130326-1.htm

以 上